

鹿児島県公報

令和7年12月16日(火) 第678号の2



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部 学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

選挙管理委員会規則

- 政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改正する規則(※) (選挙管理委員会取扱い) 1
- 政党助成法による支部報告書等の閲覧請求に関する規程の一部を改正する規則(※) (選挙管理委員会取扱い) 1

選挙管理委員会規則

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改正する規則

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程(昭和23年鹿児島県選挙管理委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は第19条の14」を「、第19条の14又は第19条の14の2第4項」に、「報告書(」を「報告書等(」に改める。

附則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

.....

政党助成法による支部報告書等の閲覧請求に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

政党助成法による支部報告書等の閲覧請求に関する規程の一部を改正する規則

政党助成法による支部報告書等の閲覧請求に関する規程(平成13年鹿児島県選挙管理委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「閲覧」の次に「及び写しの交付」を加える。

第1条中「政党助成法」の次に「(以下「法」という。)」を加える。

第2条中「政党助成法」を「法」に改める。

第3条第1項中「別記様式による」を削り、「支部報告書等閲覧請求書」の次に「(別記第1号様式)」を加える。

第4条中「この規則」を「前3条」に改める。

本則に次の1条を加える。

第5条 支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した支部報告書等の写しの交付請求書(別記第2号様式。以下「交付請求

書」という。)を委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年

(3) 支部報告書等の写しの送付による交付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 委員会は、法第32条第5項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を支部報告書等の写しの交付期間延長通知書(別記第3号様式)により通知しなければならない。

5 法第32条第5項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求ががあった日から60日以内にその全てについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を支部報告書等の写しの交付期間特例延長通知書(別記第4号様式)により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの支部報告書等について第3項の規定による交付をする期限

6 政党助成法施行令第9条の規定により、請求者が支部報告書等の写しの送付による交付を求める場合においては、委員会に対し、送付に要する費用を納付しなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付するものとする。

別記様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第2号様式

支部報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

住所又は居所 〒
〔法人その他の団体にあっては
主たる事務所等の所在地〕
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあっては
その名称及び代表者の氏名〕
連絡先
〔法人その他の団体にあっては
担当者の氏名及び連絡先〕

政党助成法による支部報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程第5条第1項の規定により、下記のとおり支部報告書等の写しの交付を請求します。

記

政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入支出がされた年		
写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付	<input type="checkbox"/> 郵送による交付 (別途送付に要する費用を納付していただきます。)
備考		

注 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

別記第3号様式

支部報告書等の写しの交付期間延長通知書

年 月 日

様

鹿児島県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付請求については、
下記のとおり交付の期間を延長したので、政党助成法による支部報告書等の閲覧及び写しの
交付請求に関する規程第5条第4項の規定により通知します。

記

支部報告書等の写しの交付請求のあった政党の支部の名称			
延長前の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長の理由			
連絡先	鹿児島県選挙管理委員会 電話番号 () 内線		

別記第4号様式

支部報告書等の写しの交付期間特例延長通知書

年 月 日

様

鹿児島県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり、政党助成法による支部報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程第5条第5項の規定を適用することとしましたので通知します。

記

支部報告書等の写しの交付請求のあった政党の支部の名称			
60日以内に支部報告書等の写しの全てについて交付を行うことができない理由			
相当の部分について支部報告書等の写しの交付を行う期間	年 月 日から	年 月 日まで	
残りの支部報告書等の写しについて交付を行う期限	年 月 日まで		
連絡先	鹿児島県選挙管理委員会 電話番号 () 内線		

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。